

「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」試行要領

1. 趣旨

建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には運搬費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うことができるものとする。

2. 対象工事

「3.」に示す建設資材を設計計上する工事

3. 設計変更の対象項目

建設資材	設計変更の要件	対象
生コンクリート 骨材・碎石 アスファルト合材	適用単価地区からの調達ができないこと	購入費
仮設材等 (鋼矢板、H形鋼、 覆工板、敷鉄板等)	富山県内からの調達ができないこと	運搬費

4. 主な手続き

①対象工事においては、特記仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

＜記載例＞

第〇〇条 遠隔地からの建設資材の調達に係る設計変更の試行

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督員と工事打合簿により協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

資材名	規格	調達地域等
アスファルト合材	密粒度 AC 20FA	氷見地区
仮設材（鋼矢板）	4型	富山県内

※仮設材については、通常の取引可能な地域（土木センター管内等）と著しく異なり、富山県外（隣県）から調達せざるを得なくなった場合を協議の対象とする。

②受注者は、当初契約締結後、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督員と工事打合簿により以下の点について協議する。

- 1) (生コンクリート、骨材・碎石、アスファルト合材の場合)
遠隔地から輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称
(仮設材の場合)
遠隔地から輸送する建設資材の名称・規格及び輸送基地の名称
- 2) 平常時の輸送元に、建設資材がないことを証明する資料（打合せメモ等）
- 3) 製造・生産工場・輸送基地を選定した理由
- 4) 建設資材の見積書（仮設材は不要）
- 5) その他、監督員が必要と認めるもの

③事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を提出し、設計変更の内容について協議する。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。